

# 「遺言書」のすすめ

相続が発生したときに、遺言書は大きな威力を発揮します。遺言書があれば、残された親族が、争いなく、スムーズに、気持ち良く相続手続を進めることができます。

遺言書には次の4つのメリットがあります。

## 1. 遺産分割をめぐっての争いを防ぐことができる

遺言書が無い場合、遺産の分割について相続人全員の合意が必要です。相続人の誰か一人でも反対した場合、分割協議は不成立となります。

遺言書があれば、その分割協議をすることなく、遺言書どおりに遺産を分けることができます。

## 2. スムーズな相続手続

遺言書があれば、遺産分割協議を省略でき、スムーズに不動産の名義変更や預金の払い戻しをすることができます。

## 3. 遺産を自由に分けることができる

遺言書があれば、特別にお世話になった方、恩人など、血の繋がらない人に対しても、自由に遺産を遺すことができます。遺言書が無い場合には、遺産を相続できるのは法定相続人のみです。

## 4. 家族への手紙として

遺言書で家族に自分の遺志を伝えることができます。遺言書に難しい文面は必要ありません。いくつかの決まりを守ればどんな文章を記載しても構いません。

面と向かっては言えない事や家族への感謝の気持ち、お願い、忠告など何でも伝える事ができます。それが遺言書の本来の目的でもあります。

また、法的要件を満たしていない遺言書は無効になってしまいます。当事務所では、法的に有効な遺言書の作成のサポートをしています。お気軽にご相談ください。

### 杜の都行政書士事務所 株式会社 仙台第一会計

仙台市若林区清水小路5番地 KC21 ビル2F (旧市立病院となり)

TEL 022-263-1001 FAX 022-222-4363

Eメール info-webmail@sendai-daiichikaikei.com